

オープンカウンター実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、物品の購入等（印刷の請負及び交換により取得する場合を含む。以下同じ。）に係るオープンカウンターを行う場合の取扱いに関し、千葉県財務規則（昭和39年千葉県規則第13号の2）及び千葉県物品集中調達事務取扱要領に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領においてオープンカウンターとは、物品の調達に係る見積り合わせにおいて、県が見積りの相手方を特定せず、案件を公開し、一定の資格を有する見積参加希望者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式の見積り合わせをいう。

(オープンカウンターに係る事務の執行者)

第3条 オープンカウンターに係る事務は、総務部管財課長（以下「管財課長」という。）が行う。

(対象となる物品)

第4条 この要領の対象となる物品は、「千葉県物品集中調達事務取扱要領」に基づき、管財課長に購入等の依頼があったもののうち、原則として、予定価格が100万円を超えないものとする。

(参加資格要件)

第5条 オープンカウンターに参加することができる者は、次の各号に定める要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 「物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等」に基づき、物品等入札参加業者適格者名簿（物品）に登載されている者であること。
- (3) オープンカウンター案件の公開の日から契約の相手方の決定の日までの間に、「物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等」に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれていないこと。
- (4) オープンカウンター案件の公開の日から契約の相手方の決定の日までの間に、「千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準」に基づく指名停止及び「物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領」に基づく入札参加資格除外措置を受けている日が含まれていないこと。

2 前項各号に定めるもののほか、物品の性質により、地域要件等の参加資格要件を定めることができる。

(案件の公開)

第6条 オープンカウンター案件の公開は、原則として週2回（火曜日及び木曜日）とし、ちば電子調達システムの入札情報サービス（以下「入札情報サービス」という。）に掲載することにより行う。ただし、公開する案件がない場合、又は「千葉県の休日

関する条例」(平成元年千葉県条例第1号)第1条に規定する県の休日にあたる場合は、公開しない。

- 2 公開する事項は、案件番号、案件名称、数量、発注所属、仕様書及びその他特記事項とする。

(見積書の提出)

第7条 見積書の提出期限は、案件を公開した日から起算して7日目(閉庁日を除く。)の午後5時とする。

- 2 オープンカウンター参加者は、原則としてちば電子調達システムの電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)により、前項の提出期限までに見積書を提出しなければならない。

ただし、自然災害等によるパソコン、インターネット環境等のシステム障害及びやむを得ないと認められる事由により、電子入札システムで見積書が提出できない場合は、直ちに管財課に連絡し了解を得た後に、紙見積方式参加届出書(別記第1号様式)及びオープンカウンター見積書(別記第2号様式)を作成の上、見積書提出期限までに直接又は送付により、総務部管財課に提出しなければならない。

- 3 前項ただし書きの場合において、見積書は、封筒に入れ封かんし、その封皮に氏名(法人の場合は、その商号又は名称)、案件番号、案件名称及び「見積書在中」と朱書しなければならない。

また、送付により提出する場合は二重封筒とし、外封筒の封皮に「見積書在中」と朱書しなければならない。

- 4 提出した見積書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(契約の相手方の決定)

第8条 見積書の開封は、見積書提出期限の翌開庁日に行い、有効な見積書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方として決定する。

- 2 契約の相手方となるべき同価格の見積書を提出した者が二人以上あるときは、電子入札システムの電子くじにより契約の相手方を決定するものとする。
- 3 契約の相手方を決定したときは、購入等依頼所属及び契約の相手方と決定された者に対し、電子入札システム等により速やかに連絡するものとする。

(結果の公表)

第9条 オープンカウンターの結果は、入札情報サービスにおいて、契約の相手方の決定後速やかに公表するものとする。

- 2 前項の規定により公表に付する事項は、案件番号、案件名称、契約の相手方の氏名及び決定金額、オープンカウンター参加者の氏名及び見積金額とする。
- 3 第1項の規定による公表を除き、オープンカウンターの結果に関する照会には、応じないものとする。

(同等品による参加)

第10条 仕様書に参考品を提示している場合は、参考品以外の同等品によるオープンカウンター参加を認める。

- 2 同等品によるオープンカウンター参加を希望する者は、見積書提出前に同等品の

申請を行い、承認を得るものとする。

- 3 同等品の申請は、同等品申請書（別記第3号様式）により作成し、当該案件の公開日から起算して3日目（閉庁日を除く。）の午後5時までに、持参、送付又はファクシミリにより総務部管財課に提出するものとする。
- 4 同等品の申請があった場合は、当該案件の公開日から起算して5日目（閉庁日を除く。）までに、承認の可否を連絡するものとする。
- 5 前各項により承認を得た同等品の申請内容に虚偽、錯誤等があり、契約締結後に仕様を満たしていないことが判明した場合には、当該仕様書に瑕疵が認められない限り、その一切の責任は契約の相手方に帰属するものとする。

（無効な見積書）

第11条 次の各号のいずれかに該当する見積書は無効とする。

- (1) 参加資格要件を満たさない者が提出した見積書
- (2) 記載に不備がある見積書（紙見積りの場合）
- (3) 金額を訂正した見積書（紙見積りの場合）
- (4) 錯誤により提出されたと認められる見積書
- (5) その他オープンカウンターの参加条件に違反して提出した見積書
（再度オープンカウンター）

第12条 見積書の開封の結果、予定価格に達する者がいない場合は、原則として2回、再度オープンカウンターを行う。

- 2 再度オープンカウンターにおいても予定価格に達する者がいない場合、最低の価格をもって見積もった者から見積書を徴することができる。

（オープンカウンター参加者の心得）

第13条 オープンカウンター参加者は、この実施要領、オープンカウンター説明書及び仕様書を熟覧の上、見積書を提出しなければならない。

- 2 当該仕様書等について疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることができる。ただし、見積書提出後仕様書等の不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。